

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 4月17日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：16件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	格納容器雰囲気モニタ系サンプル配管凝結防止ヒータの温度制御用電気式演算器の点検時、計器用電源スイッチに動作不良が認められたため、当該計器用電源スイッチを修理	D	
2	1号機	復水脱塩装置脱塩塔（NO3）樹脂入口空気作動弁の開閉試験時、動作不良（急閉動作不可）が認められたため、当該弁を修理	D	
3	1号機	可燃性ガス濃度制御系（B）冷却水ドレンにおける液位スイッチ点検時、マイクロスイッチ部に動作不良が認められたため、当該スイッチ部を修理	D	
4	1号機	計装品ケーブル交換作業において、主タービン前部軸受台に設置された端子箱内の中間加減弁NO2リミットスイッチ用ケーブル接続部が損傷（断線）したため、当該部及び類似箇所を点検・修理	C	
5	2号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A）軸受温度記録計において、スラスト軸受温度の指示に異常な変動（断続的な低下・復帰）が認められるため、当該記録計を点検・修理	D	
6	2号機	残留熱除去（A）系テストバイパス電動弁において、手動操作ハンドルに破損（脱落）が認められたため、当該ハンドルを点検・修理	D	
7	2号機	格納容器酸素ガス分析計定例点検（校正）後において、指示に上昇（1%）が認められるため、当該分析計を再点検・校正	C	
8	4号機	復水脱塩装置樹脂再生薬品系洗浄水入口元弁において、グランドパッキンと弁棒の固着による開閉不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
9	4号機	主復水器細管洗浄装置（A・B・C・D）系回収器出入口弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
10	4号機	復水脱塩装置樹脂再生塔室ドレンサンプポンプのシール水配管において、振動が大きいことが認められたため、当該配管を点検・修理	D	
11	5号機	計装用空気系空気圧縮機（A）出口の圧縮空気冷却水配管のねじ込み部（1箇所）より冷却水のリークが認められたため、当該配管を点検・修理	D	
12	6号機	放射性廃棄物処理系床ドレンろ過水タンク（休止設備・貯蔵水なし）において、水位指示計に指示（2～3%）発生が認められたため、当該レベル計を点検・対応検討	C	
13	集中環境施設	構内保管用物品（薬剤空缶）の搬出申請書において、物品所有者区分に誤記が認められたため、当該申請書を訂正・対応検討	C	
14	集中環境施設	高温焼却炉設備グラニューールコンベア出口ラインに詰まりが認められたため、当該コンベアを点検・清掃	D	
15	集中環境施設	高温焼却炉設備グラニューール充填ドラムレベル計において、動作不良（満量検出信号発信遅れ）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	その他	水処理設備・前処理装置加圧水ポンプ（C）モータにおいて、軸受に異音が認められたため、当該軸受を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで